

平成27年8月 全員協議会

平成27年8月6日（木曜日） 前半

阿部 裕美子 議員（日本共産党）



※ [8月6日の全員協議会について](#)

阿部裕美子議員

日本共産党の阿部裕美子である。

初めに、事故収束の最も基本である廃炉について聞く。

政府のエネルギー計画は、2030年にエネルギーに占める原子力発電の割合を20～22%としている。そもそもこの計画は福島原発事故を教訓としていないのではないか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

エネルギーミックスは、さまざまな観点を踏まえながら策定したものである。その中でも、とりわけ原発の安全性は最も重要な観点であることを踏まえながら策定してきた。それを大前提にしながら、先ほど述べたように自給率の改善や、全体としての電力コストを下げていく、あるいは温暖化目標をしっかりと達成していくことをあわせ考えながら策定されたものである。原発の安全性については大前提であることだけ繰り返し述べておく。

阿部裕美子議員

福島原発事故に学んだドイツやイタリア、スイスなど、諸外国と日本の違いがはっきりしていると思う。この計画では、経済産業大臣が原発30基半ばが必要であると発言しているが、その中に福島第二原発を含まないと断言できるか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

先ほども説明したが、今回のエネルギーミックスは個別具体の原発を想定して数字をつくっているわけではないので、福島第二原発についても、それを想定してそういう数字がつくられているわけではない。

阿部裕美子議員

今の答弁では肯定も否定もしていない。否定を明確にしないことは、福島第二原発の再稼働もありととれるが、どうか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

これは福島第二原発に限らないが、原発を稼働していくかどうかは事業者に判断してもらい、判断されたことをもって、さらにその後の必要な手続が行われていくことになる。福島第二原発については東京電力（株）自身、繰り返し何ら方針を決めていないとのことである。それ以上現時点で述べられることはない。

阿部裕美子議員

県内の原発10基の廃炉は、県知事からも再三にわたって求められているとおり、本県の基本方針であり、オール福島の

強い願いである。このことをどう理解しているのか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

先ほども述べたが、本議会においても決議されていること、福島県の皆様の心情、それから知事を初め県を代表する方々からのさまざまな要望等、我々は非常に重く受けとめており、それについては十分認識をしている。

阿部裕美子議員

先ほどの答弁でも、福島の皆の心情を重く受けとめていると述べていたが、本県の第二原発の廃炉をなぜ明確にできないのか。資源エネルギー庁、原子力規制庁それぞれ答弁願う。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

原発を廃炉するかどうかについては、基本的にはまず事業者で判断してもらう問題であるとの立場に我々は立っている。それに関連する理由として、先ほども述べたが、いわゆる原災法（原子力災害特別措置法）に基づく緊急事態宣言が出されている福島第一原発とそうではない福島第二原発では、客観的に状況が違うと言わざるを得ない。それは法律的な権限として政府がどういうことを事業者に対して言えるかという点で非常に大きい違いがあり、そういった点も踏まえて先ほど述べたような立場をとっている。

原子力規制庁審議官

原子力規制委員会は原子力の安全を技術的に規制する役目を負っている。したがって我々は安全かどうかについて判断しており、資源エネルギー庁から説明があったとおり、廃炉するかどうかは事業者の判断であり、それを踏まえた上で稼働するか廃炉にするか、いずれにしても我々は安全でないものについては厳しく審査するという対応をしていく。

阿部裕美子議員

本県のこの事故被害の現状を見れば、原発の再稼働などあり得ないと思う。

9月に避難指示解除が予定されている楢葉町の住民は、政府交渉の席で「福島第二原発の廃炉さえ言わないなら、俺たちは安心して戻れない。」と訴えたが、これは避難者の切実な声である。

きのうの全員協議会で東京電力（株）の廣瀬社長は「福島第二原発廃炉については、まだどうするか未定である。」と答弁した。福島第二原発廃炉を明確にすることが復興を加速させることになる。福島第二原発廃炉を言わないことが、どんなに復興を妨げているか。福島第二原発廃炉については東京電力（株）が決めるなどと責任逃れをせずに、福島第一原発5、6号機のように国として廃炉を決断すべきであるが、どうか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

繰り返しになるが、福島第二原発、福島第一原発を取り巻く状況が、例えば原災法の扱いにおいても異なったものとなっている中で、確かに議員が述べたように福島第一原発5、6号機については、安倍総理から廃炉に向けた検討を要請し、事実そういった決定に至ったが、福島第二原発については、そのようなことは極めて難しいことがあり、そういったことも踏まえながら、先ほどから述べているように事業者において判断してもらう体制をとっている。

阿部裕美子議員

今にして福島第二原発の廃炉を明確にしないことは、福島原発事故の教訓を生かさず、避難計画も不十分なままに、間もなく川内原発再稼働にしゃにむに踏み切っていく原発推進と一体であり、このような原発推進政策こそやめるべきこと

を指摘し、次に、汚染水対策について聞く。

7月にまた放射能汚染雨水が港湾外の海に流出した。3月に高濃度の汚染水が海に流出していたことを1年間も隠蔽していたことが発覚し、その後も相次ぐ汚染水漏れに、県漁連が「ずさん過ぎる」と言うのは当然である。雨水をくみ上げるポンプ能力を上回る雨が降れば、海に流出する。公表資料や漁業者への説明では、年に4、5回流出する可能性があるとしている。きのうの東京電力（株）の答弁では、港湾内に導く工事は来年3月までとのことである。本格的な台風シーズンもこれからであるが、それまでは海に漏らしてよいということか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

K排水路については、今年度中をめどに港湾内への排水路のつけかえ作業を予定し、現在工事が進んでいる。そのつけかえまでの暫定対策、とりわけ今期の雨期への対策として、港湾内に流れているB、C排水路へのポンプによる移送を行う体制を早急にとっている。この対策については、時間的な制約の中で暫定的な対策であったこともあり、先ほど議員が述べたように限界のある対応とはなっているが、そのことについても、漁業を初めとするさまざまな関係者に広く状況を説明する対応をしてきている。その上で、このような状態だけで満足するのではなく、つけかえ工事を着実に進めるとともに、監視体制、特にカメラの追加設置といった措置を取り、排水路の中に汚れがまだ残っている、あるいは汚れが新たについている可能性もあるので、こういったものの清掃もしっかり進め、また、浄化剤の設置をふやすなど、外に流れていく水に対する影響を減らす努力をしている。

さらには、これまで十分な水がなくて調査できなかったK排水路につながる枝排水路というもっと細かい排水路も、採水のサンプリングができる体制をつくり、影響低減、リスク低減のための不断の努力を続けていく覚悟である。

阿部裕美子議員

福島第一原発1、2号機排気筒について、県を通して東京電力（株）は大丈夫と述べているが、国は独自の方法で安全を確認しているのか。

原子力規制庁審議官

1、2号機排気筒については、平成25年8月に支持鋼材の一部に破損があり、その安全性について評価している。その一環として、破損が生じている状況を考慮した上で、東北地方太平洋沖地震と同等の震度が入ったとしても倒れることはないとの評価が行われており、我々もその内容については確認している。

また、本年1月13～16日に、東京電力（株）が地上から望遠カメラを用いて、その支持鋼材の一部に破損が認められていた場所の部材、接合部、それから筒身、柱脚について部材全数を確認したとのことである。その結果として前回、25年8月に行われた点検と比較して大きな変化がないことを確認したと、現地の保安検査官もその内容について報告を受け確認している。

現状はそういう確認をしているが、これについては当然何らかの対応が必要であるので、我々もその対応を今後どのようにしていくのか、東京電力（株）に報告を求めている。東京電力（株）で方針が決まれば、実施計画に反映され我々に審査の申請が出てくるので、安全性についてはその審査の中で確認していきたい。

阿部裕美子議員

次に、宅地除染が進むと同時に要望が強くなっている再除染のガイドラインを早急に示すべきであると思うが、どうか。

環境省福島環境再生事務所長

除染作業は現在宅地等で進めているが、除染後の線量の状況については、まずモニタリングを通じてその状況をきちんと

と確認することが重要だと思っている。

これまで、国直轄で行っている田村市、川内村、楡葉町等での事後的なモニタリングの結果を見ると、面的には、除染後の線量が上がるような事例はなく、除染の効果がおおむね維持されていることが確認されている。また、除染については、汚染の程度、線量に応じた適切な手法により下げられるところまで下げる形で作業を実施していると承知しており、同じ手法で繰り返し実施しても、その効果は期待しがたいとも考えている。以上を踏まえて、再除染の話もあったが、面的除染の再実施はしていない。

他方で、事後的なモニタリングの結果、仮に部分的に除染効果が維持されていないことによって、空間線量に影響を与えている箇所があった場合には、現場の地形や土地利用の状況あるいは汚染箇所の状況を確認した上で、周辺の空間線量率などの多様な状況を踏まえ、フォローアップ除染を個別に検討し実施してきている。そういう個別の事情がかなり多様な状況であることと、除染後の状況について、今述べた市町村で初めてモニタリングしてわかってきたこともあるので、どうしても一律に基準や方法を示すのは容易ではない。このため、引き続きモニタリングの結果や現場の状況に応じて個別に判断し、フォローアップ除染を検討していくことになると思う。

阿部裕美子議員

再除染の必要性は認めるのか。

環境省福島環境再生事務所長

再除染という言葉はどう受けとめるかであるが、先ほど述べたように、除染作業はその現場の線量の状況等に応じて手法を選択して実施している。同じ手法で同じところをもう一度やってもなかなか効果が出ないので、そういったことは行わない。

他方で現場の状況を確認する中で、例えば雨どいなどの水の通り道である部分等については、一度除染した後にまた線量が上がってしまうケースがないとは言い切れないので、そういった部分については、改めて現場の状況を確認して必要に応じて除染を再度やっていく。再度とは必ずしも同じ手法ではなく、現場の状況に応じてやっていくのでフォローアップ除染と呼んでいる。

阿部裕美子議員

もう一度確認する。除染を済ませたところで、新たな除染の手法についてガイドラインとして示すことは考えているか。

環境省福島環境再生事務所長

現時点で現場の状況が非常に多様になっている中で、これをガイドラインとしてまとめることは容易ではないので、現時点では個別に状況を確認しながら検討していくしかないと考えている。

阿部裕美子議員

帰還困難区域を除く避難区域の除染は、避難解除となる2017（平成29）年3月までに完了できる見通しはあるのか。

環境省福島環境再生事務所長

現在、避難指示区域の中で面的除染に取り組んでいる避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、既に4つの市町村で面的除染が終了している。残り7つの市町村においては引き続き除染を行っているが、こちらについては平成27年度もしくは28年度を目標年度として現在除染作業を行っている。

今後はこの目標時期等をきちんと踏まえ、作業を着実に進めて、この目標に向けて努力していきたい。

阿部裕美子議員

帰還の前提となる除染の目安はどう設定して取り組んでいるのか。

環境省福島環境再生事務所長

帰還の目安ということで、これは避難指示解除の要件にもかかわってくるが、環境省で取り組んでいる除染に関して述べると、除染を十分に進捗させることとされている。この趣旨は、避難指示が出された時点で年間20mSvに相当する線量を上回る線量であった所については、まずはその年間20mSvを超える地域を段階的かつ迅速に縮小させていくことが特措法基本方針にうたわれているので、それにのっとって現在できる限り線量を下げることに取り組んでいる。ただ、もともと年間20mSvを下回っている主に準備区域に相当する地域は、そのままではなく、そういった部分でも除染してできる限り下げていくということで今やっている。

阿部裕美子議員

中間貯蔵施設について聞く。

先ほどの質疑で体制をふやしたと言ったが、専門職も含め何人から何人にふやしたのか。

環境省福島環境再生事務所長

福島環境再生事務所の中に中間貯蔵施設等整備事務所があり、この中に用地の担当職員が在籍している。ことし3月時点ではこちらに在籍している職員は約40名であった。これをこの4月と8月にふやし、現在68名、約1.7倍となっている。

また、コンサルタント等の外部専門家については、手元に正確な数字がないが、非常に多数のコンサルタントに入ってもらっている。やはり用地のそれぞれの地権者の案件に応じて機動的に動員する必要があることから、その必要に応じて投入している。

阿部裕美子議員

予定どおりに進めていくのは非常に厳しい現状であるが、中間貯蔵施設建設が進まない原因をどう捉えているのか。

環境省福島環境再生事務所長

中間貯蔵施設の整備に向けては、何よりそれぞれ苦渋の決断をして、まず建設、そして今パイロット輸送の搬入を受け入れてもらった。そこに至るまで、環境省から要請する中で、さまざまな意見をもらい、それに対して国の考え方を取りまとめて回答し、その上で受け入れてもらったそのプロセスの中で、我々の対応がなかなか理解されなかったことは、我々の力不足であったところが一番大きいと思っている。

また、今後に向けては、きょうも多くの質疑があったように、広大な用地を必要とするので、今はまだ必ずしも十分とは言えない状況であるが、地権者に丁寧に説明し、理解を得るための努力をしっかりとやっていくことが、我々に課せられた課題であると思っている。いずれにしても、中間貯蔵施設の整備は非常に容易でないことは議員指摘のとおりであるので、今後この用地確保と施設整備を全て同時並行でやっていかなければならず、これに全力を尽くしていく。

阿部裕美子議員

懇談した地権者の声であるが、「先祖が築いてきた場所を提供することは身を切られる思いだが、復興のために必要な施設だから協力しなければならないと思っている。しかし、説明を聞くたびに腹が立ってくる。」と述べている。上から目線の国の態度こそ改めて、被災者に寄り添った対応をする必要がある。

最後に、凍土壁作業で労働者が死亡した件について、原発労働者は「工程表ありきで、つい無理をして働かざるを得な

い。」と言っている。健康状態や作業の工程なども含めて、今後に生かすための検討を行うべきと思うが、どうか。

資源エネルギー庁総括調整官

8月1日（土）に、凍土式陸側遮水壁工事に従事していた作業員が、帰宅途中でJ ヴィレッジにて体調不良を訴え、病院に搬送されたが死亡したとの報告を東京電力（株）から受けている。これまでの廃炉汚染水対策についての協力に対し感謝するとともに、冥福を心から祈っている。

工程優先かという点については、中長期ロードマップを6月に改定している。工程重視でできるだけ早くやることは大切ではあるが、リスク低減を重視するように切りかえて、作業員の安全も含め、リスクが低減されるよう努めていきたい。

阿部裕美子議員

今回の事故について、いろいろな角度からの検討を加えたのか。

資源エネルギー庁総括調整官

ロードマップの改訂においては、廃炉や汚染水の問題などいろいろな角度から検討した。

阿部裕美子議員

これからの廃炉作業は、労働者にかかっているものでもある。労働者に十分な健康管理をするようお願いを終わる。